

〈電気工事等の業務の適正化に関する法律〉

○電気工事業の業務の適正化に関する法律の内容や法令につきましては、下記の経済産業省商務流通保安グループのホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/in_el.html

○電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく、各種申請や届出の窓口は、事業所の所在する市町村を管轄する各総合振興局及び振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係又は商工係です。小樽市内の事業所は後志総合振興局小樽商工労働事務所となります。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/gyosei/shicho/index.htm>

〈電気用品安全法〉

○電気用品安全法の内容や法令につきましては、下記の経済産業省のホームページをご覧ください。経済産業省商務流通保安グループ製品安全課、電力安全課、北海道経済産業局産業部消費経済課が所管しております。

なお、電化製品等の事故情報、注意事項なども掲載されておりますので是非ご覧下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(略称:NITE「ナイト」)においても家電製品等の製品事故、社告、リコール等の情報も掲載されておりますのでご覧下さい。

東京都渋谷区西原2-49-10

03-3481-1921

<http://www.nite.go.jp/index.html>

○電気用品安全法に基づき、各種電化製品を販売する販売店の所在する支庁産業振興部商工労働観光課指導保安係、権限委譲市町は、PSEマークを付けしていない電化製品を販売しないよう、販売店に立ち入り検査をおこなっています。

なお、同マークの表示に関する疑義・質問、電化製品の事故情報などは上記、経済産業省、北海道経済産業局が窓口となっておりますのでよろしくお願い致します。

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

東京都千代田区霞が関1-3-1

03-3501-4707(直)

北海道経済産業局産業部消費経済課製品安全室

札幌市北区北8条西2-1-1札幌第一合同庁舎5階(札幌駅北口のビル)

011-709-1792(直)